

Title	明治初年の神奈川県刑法： 新律綱領施行以前の臨時刑法典と徒刑制度
Sub Title	On the criminal law of Kanagawa-ken early in Meiji era
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1954
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.27, No.11 (1954. 11) ,p.1- 31
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19541115-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治初年の神奈川縣刑法

—新律綱領施行以前の臨時刑法典と徒刑制度—

手塚 豊

- 一 はしがき
- 二 「御定書」修正法典の編成と、その特色
- 三 徒刑制度の實施と、その内容
- 四 むすび

一 はしがき

大政奉還の後、明治三年十二月の新律綱領發布までの約三ヵ年間は、全國的な統一刑法典の存在しない時代であつた。しかし、刑事法は社會秩序維持のため、必要缺くべからざるもの故、新政府は成立直後の慶應三年十月二十二日の指令で暫定的に「刑法ノ儀」は「是迄ノ通り」⁽¹⁾と定め、幕府の天領には幕府の御定書が、各藩にはそれぞれの藩法が施行されていた従前の實狀を、そのままとめていたのである。とはいへ、新政府が新事態に對應するあたらしい刑事法政策を全く放擲していたわけではない。政府部内の準則として「假刑律」⁽²⁾を制定し、また、刑事、行刑の概括的大綱を全國に通達し、さらに府、縣、藩からの個別的伺に對して適宜その處置を指示していることは、刑事行刑方針の統一化の動きを示すものであつ

た。とくに明治元年十月晦日の達は石井良助博士が指摘されているように、「故幕府へ御委任之刑律」⁽³⁾すなわち御定書を以て、全國の刑法の統一を企圖した注目すべき指令であるが、新政府の政治力の貧困は、かならずしもその目的を達することができなかつたのである。このように、明治維新後の約三年間は、それぞれの府、縣、藩が一應は新政府の刑事に關する新政策に拘束されつつも、かなり自由に領内の刑事、行刑政策を實施していた時代であつた。したがつて、その當時、独自の刑法典を編纂した地方があつたことはきわめて當然であつた。

先きに、小早川欣吾教授は、この時代に制定された岡山、松山、金澤等の藩刑法典を發表され、私も一昨年の本誌に和歌山藩の刑法典を紹介したのであるが、本稿はそれにつづき、維新直後、新政府の直轄領である神奈川縣(府)において制定、施行された刑法典と、それにもとづく徒刑制度の内容を検討し、その特色を考察せんとするものである。

(1) 徳川慶喜が、慶應三年十月十九日に伺出た數カ條の稟請に對する新政府の回答である。全文は「法令全書」慶應三年・二頁参照。

(2) 假刑律の制定經過については拙稿「假刑律の一考察」本誌第二三卷一二號一頁以下参照。

(3) この十月晦日の達の趣旨は、「故幕府へ御委任之刑律」を以て行刑を行うべき旨を主眼とするも、「磔ハ君父ヲ弑スル大逆」のみとし、火刑も梟首に、追放所拂は徒刑にそれぞれ代え、流刑は蝦夷地を原則とするも、準備完了迄は「先舊ニ仍リ」、窃盜百兩以下は死罪にせず、徒刑は「土地ノ便宜ニヨリ各制ヲ可立事」、また死刑は全て刑法官に伺い出ること等を指令したものである。全文は「法規分類大全」刑法門(二)・刑律(一)一四頁参照。

(4) 石井良助「刑罰の歴史」(日本)(法學理論編)一〇四頁、「明治文化史・法制篇」二七三頁等。私はかつて「故幕府へ御委任之刑律」という文言の意味を「御定書」と解釋せず、幕府時代の舊慣(幕府領では御定書、藩では各藩法)の意味に理解し、石井博士の説に疑問を述べたことがあつた(拙論「新律綱領の施行について」昭和二八年七月、慶應義塾における法制史學會東京部會研究報告)。私の論據は、御定書を以て全國の刑法を統一しようとするがごときことは實際上行われなかつたし、そうしたことは藩が獨立の統治形態を保持していた當時としては、最初から無理な要請であり、政府もそのことは充分承知していた筈であるから、政府の企圖も「御定書」という明確な意味を意識して「故幕府へ御委任之刑律」という言葉を使用したわけではなく、單に刑政を幕府に委任していた時代の刑律という意味、いにかえると前述の舊慣の意味に用いたと解すべきではないか、というにあつた。しかし、その後、私はさらに熟考した

結果、とくに政府が府縣、藩に對するその後の指令において、その言葉が「御定書」を意味する旨を明言している事實（例えば元年十一月京都府何に對する回答、二年二月本多主膳正に對する回答等）を素直に考慮し、ここでは從來の所見を改め、石井博士の見解に賛意を表したい。

(5) 小早川欣吾「明治初頭における二三の藩の刑法典について」明治法制叢考・二五八頁以下。

(6) 拙稿「明治初年の和歌山藩刑法——『徒刑之法』及び『刑法内則』を中心として——」本誌第二五卷三號一頁以下。

二 「御定書」修正法典の編成と、その特色

江戸時代末期における神奈川は、幕府の直轄領として神奈川奉行の支配地であつた。司法行政事務は戸部村の戸部役所で行われ、外交事務は横濱村の運上役所（慶應三年三月、横濱役所と改稱）で行われていた。内國事務と外國事務を別の場所を取扱つたのは、國內機密が外國に洩れるのを防ぐためであつたと傳えられる。⁽¹⁾

明治元年三月、⁽²⁾新政府は横濱裁判所を設け、外國事務局輔東久世通禧を總督に、同局權輔鍋島直大を副總督に任命し、次いで同局判事寺島宗則、井關盛良を横濱に派遣し、翌四月、神奈川奉行水野若狹守良之及び依田伊勢守盛克から戸部牢獄を含む各種機關を接收せしめ、横濱役所を横濱裁判所、戸部役所を戸部裁判所とそれぞれ改稱、これらを神奈川裁判所と總稱した。しかし、新政府から派遣されたのは幹部數名であり、組頭、調役以下の役人は舊神奈川奉行所の陣容が、ほとんどそのまま引き繼がれたのである。⁽³⁾同年五月には、神奈川裁判所は神奈川府裁判所と改稱、⁽⁴⁾さらに九月には神奈川縣と改められ、十二月には神奈川十里部内をその管轄地とした。⁽⁶⁾現在の神奈川縣の基礎は、ここにはじめて完成したのである。

神奈川裁判所が新刑法の編成に着手したのは、その開設直後のことであつた。「横濱沿革誌」は次のようにいつている。⁽⁶⁾
去月以來（元年四月、⁽¹⁾手塚註）、組頭三浦榮五郎ヲ主事トシ刑法ヲ編成セシメ、其筋へ稟議シ之レヲ假律トス。維新日尙淺ク諸般皆舊幕府ノ制ニ倣フト雖モ、刑法ノ一事ニ至リテハ苛酷ニ失スルヲ以テ引用シ難ク故ニ此編成ヲ爲ス。新律發令迄之ヲ適

用ス(句讀點)
(手塚)

舊神奈川奉行支配地は、幕府の直轄領であるから、御定書が施行されていたことはいうまでもないが、神奈川裁判所開設後も、はじめはそれに據ることを原則としていたことは、三浦榮五郎が書いた元年閏四月八日の一文書に「盜惡事等」「以後召捕候者へ」「刑典相定相成候迄へ其罪科ニ從ヒ先百ヶ條ニ引當取調候積ニ有之候」(圈點)とあることから判明する。しかし、御定書は餘りにも嚴刑主義を採つていたので、神奈川裁判所當局は、三浦に命じてより寛大な假刑法を作らしめたのであろう。三浦は舊奉行所の組頭で、裁判所開設後もそのまま引き繼がれた職員であるが、牢獄の所在地である戸部裁判所に配屬されていたから、おそらく彼が斷獄關係の擔當者であつたものと思われる。内閣文庫藏「神奈川縣史料」には、この假刑法の内容と、それに關し政府に對する次のような伺が掲載されている。(10)

御一新ニ付テハ刑律ノ儀御改正可被仰出ト奉存候得共夫迄ノ處盜イタシ候モノ共當裁判所オイトテハ別紙ノ通假ニ定置御仕置申付候積有之尤刑典御改正相成次第御定ノ廉々早く當方ニ御達有之候様イタシ度候此段御達オヨヒ候 以上

七月九日

神奈川裁判所判事

刑法事務局判事御中

當港オイトテ召捕候惡徒共ノ内十二八九ハ盜ノ罪科ニテ夫々御仕置相成候處是迄ハ

延享元年極

一 晝夜ニ不限戸明有之處又ハ家内ニ

金子ハ拾兩ヨリ以上雜物ハ代金ニ積拾兩位ヨリ以上ハ

死 罪

一人無之故手元ニ有之品盜取候類

金子ハ拾兩ヨリ以下雜物ハ代金ニ積拾兩位ヨリ以下ハ

入墨ノ上重敲

享保五年極

寛保元年極

一 手元ニ有之品ヲ風ト盜取候類

金子ハ拾兩ヨリ以上雜物ハ代金ニ積拾兩位ヨリ以上ハ
金子ハ拾兩ヨリ以下雜物ハ代金ニ積拾兩位ヨリ以下ハ

死 罪
入 墨 敲

享保六年極

一 入墨ニ成候以後又盜イタシ候モノ 死罪

右之通舊幕府ニテ刑律立置候處盜其外數十ヶ條ノ内時勢ノ變革ニ從ヒ取捨不致候テハ難相成廉々モ相見就中右拾兩以上盜イタシ候モノ死罪申付候テハ殘酷ノ様相聞候間篤ト勘辨イタシ候處先金價ヲ以論候テモ既ニ先般彼仰出候金銀定價ノ内享保金ハ百兩ニ付九百三拾兩餘ノ通用ニ御定相成其頃ノ拾兩ハ庶幾ト方今ノ百兩ニ相當リ隨テ雜物連モ同様ノ儀ニテ且入墨後ノ盜モ金高雜物等多分ニ候ハ、死罪申付候テモ可然哉ニ候得共僅壹兩以下ニテモ無用捨死刑ニ處シ候ハ畢竟再犯ノ故ヲ以右ノ通相定置候哉ニ相聞乍併入墨後輕キ盜イタシ候モノ數多ク有之其時々死罪申候テハ自ラ人命ヲ輕ンシ候姿ニ相當リ候間追テ刑典御一定相成候マテ

晝夜ニ不限戸明有之處又ハ家内ニ 金子ハ百兩ヨリ以上雜物ハ代金ニ積百兩位ヨリ以上ハ 死 罪
人無之故手元ニ有之品盜取候類 金子ハ百兩ヨリ以下雜物ハ代金ニ積百兩位ヨリ以下ハ 入墨ノ上重敲

手元ニ有之品ヲ風ト盜取候類 金子ハ百兩ヨリ以上雜物ハ代金ニ積百兩位ヨリ以上ハ 死 罪
金子ハ百兩ヨリ以下雜物ハ代金ニ積百兩位ヨリ以下ハ 入 墨 敲

入墨ニ成候以後又盜イタシ候モノ 金子ハ拾兩ヨリ以上雜物ハ代金ニ積拾兩位ヨリ以上ハ 死 罪
金子ハ拾兩ヨリ以下雜物ハ代金ニ積拾兩位ヨリ以下ハ 増入墨ノ上敲

但 死罪ノ一等輕キ御仕置ハ入墨敲ニ相替申候

右ノ通假ニ相定置候積勿論重料ニモ可處モノ御仕置濟追拂候テハ直ニ惡業可相働モ難計候處幸積須賀表製鐵所構内ニハ先達テ江戸佃島人足共呼寄召遣ヒ候節取建置候人足小屋モ有之不取締ノ儀ハ無之趣ニ付同所エ差送り左ノ年限ヲ以

一 従前ノ刑律ニ當死罪ニ可處モノ 七年

一 同遠島ニ當候者 五年

一 追放又ハ入墨重敲ニ相當リ候モノヨリ以下 當人改心ノ様子見留壹ヶ年以上ハ身寄ノモノエ引渡

右ノ通取極相應ノ勞役ニ遣ヒ廻シ候ハハ銘々懲戒ノ一端ニモ相成且ハ乍聊無實同様ニテ働方爲致候故同所御入費モ相省ケ夫是可然儀ニ有

之尤此外惡事ノ輕重ニ依品々刑律先例等モ有之候得共數百ヶ條ノ儀ニテ其ノ犯科ノ始末並心底ニモ寄り候儀ニ付前以差定兼候間其時々取調候積有之候事

この文書の「七月」という日附は、いささか疑問である。なぜかといえ、この「七月」に先立ち閏四月二十一日の官制改革で刑法事務局は刑法官に改組され、また前述のごとく五月二十三日に神奈川裁判所は神奈川府裁判所と改稱されており、この文書に記された役所名が正しいとすれば、「七月」は「閏四月」以前の間違いと思われるからである。また前掲「沿革誌」は編年史であつて、前に引用した記事は閏四月の條にある。この記事を典據とすれば、前掲文書の「七月」は轉寫の際の誤記であり、「閏四月」と解すべきであらう。

次に、この改正法の内容をみるに、元より簡單な大綱ではあるが、きわめて注目すべき問題點を含んでいる。その一つは窃盜罪の場合に、死罪に該當する構成要件を貨幣價値の變動に應じて拾兩から百兩に改めた點である。延享、享保時代に比較して當時の物價は約拾倍であつたから、純客觀主義的刑事思想のわく内⁽¹⁾で考慮すれば當然の措置であり、當時、新政府部内において編纂中の假律が、同じく百兩以下の窃盜に對する死罪を原則として廢止しているのと偶然にも一致する。その二は、一般的刑罰として徒刑制度を採用せんとした企圖である。たとえ横須賀製鐵所の建設に寄場人足を使用した先例に倣うという特殊な事情があつたにせよ、當時の刑事法としては、きわめて異色ある處置であつた。新政府が「追放所拂へ徒刑ニ換へ……窃盜百兩以下罪不至死様略御決定ニ相成候」と通達したのは元年十月晦日の前掲行政官達であるが、そうした措置は、いち早く神奈川の假刑法において構想されていたのである。なお、入墨、敵の場合は、それらの刑を執行した上で徒刑を附加するのであり(後述の明治二、年度統計参照)、追放、所拂の場合は、それらを行う代りに徒刑に處するものと思われるが、これらはいずれも石川島人足置場の先例を追つたものであつた。

この假刑法に對する政府當局の回答は明らかでないが、前掲「神奈川縣史料」の説明には「指令ヲ脫セリ。然ルニ當時斷

獄掛リ御仕置當等ヲ見ルニ大抵此何ニ基カサルナシ。是ヲ以テ之ヲ觀レハ當時之レヲ以テ假律卜定メタル歟」とあり、また次節で述べるごとく徒刑が六月以降開始されていることからみても、六月以前に政府から「伺之通」の指令を得たことは確實であろう。前掲「沿革誌」の記事も、それが實際に施行されたものとしている。

このように神奈川においては、裁判所開設後一ヵ月にして御定書を改正して臨時刑法を施行したのであるが、それによる裁判の状況については、遺憾ながら徴すべき資料を見出しえない。ただ全體の行刑數については、前掲「神奈川縣史料」⁽¹²⁾所載の明治元年の統計（神奈川裁判所開設以後）によると、

輕追放 一人。 處拂 二人。 敲 七人。 徒刑 一人。 遠島 一三人。

とある。六月以降、徒刑場が開かれたにも拘らず、徒刑一人というのは餘りにも少なく、この統計自體の信用度をうすめる。數字に誤りがあるのか、または輕追放、處拂、敲の合計十人の中には假刑法施行以後の分も含み、それらは「追放又ハ入墨重敲ニ相當リ候ヨリ以下」^(前掲假刑法)に據つて、一年以下の徒刑に處せられたものがあつたのかも知れない。遠島はいずれも舊奉行所から引繼いだ重罪犯について、その死刑の可否を政府に伺い出て「獄門可申付處今般格別寛大ノ御趣意ヲ以遠島可申付候也」の指令を得、六月に一括して八丈、三宅、新島へ送つたものである。新政府が「死刑ハ勅裁ヲ經候條府藩縣共刑法官ハ可伺出」と指令したのは、元年十月晦日の前掲達であるが、それに先立ち死刑の可否を全て伺い出ているのは、神奈川裁判所は新政府がいちはやく開設した直轄地方廳であり、そこには政府の統制力が十分にゆきわたつていたためである。

翌二年五月、神奈川縣においては、さらに「刑法假定」を編成し「徒刑期限ノ儀」を添えて刑法官に伺い出た。「刑法假定」は、前年の假刑法のごとき簡単な要綱ではなく、御定書の重要條項の全般に亙つて法定刑を改め、且つ若干の新規定をふくむ一種の刑法典であり、「徒刑期限ノ儀」は従前の追放以下の軽い刑罰をなるべく徒刑に換えようとする趣旨は前年の假刑

法と同じであるが、さらにそれを詳細化したものであつて、換刑に關する單行法ともいふべきものである。「横濱開港五十年史」⁽¹³⁾には「二年五月神奈川縣判官事井關齊右衛門は舊法の或る箇條に多少改正を加え新法發布に至るまでの間神奈川縣下に限り之を施行したり」とし、「刑法改定」の内、刑罰體系の改正條項のみを簡單に掲載しているにすぎないが、前掲「神奈川縣史料」⁽¹⁴⁾によれば、その全貌は次のようなものであつた。

前註 ゴチの部分は朱書を示し、あらたに加えた法文であり、□は御定書の法文を抹消したことを示す。

刑法假定並徒罪期限ノ儀ニ付伺書貳冊差進候間至急御差圖有之度候也

巳五月

神奈川縣知事

刑法官御中

從前故幕府エ御委任ノ刑律ニ被爲仍其内磔刑ハ君父ヲ弑スル大逆ニ限り其他重罪及ヒ焚刑ハ梟首ニ換追放所拂ハ徒刑ニ換流刑ハ蝦夷地ニ限り且竊盜百兩以下罪不至死候様略御決定相成候趣ノ御大體去辰十一月中御布告有之候ニ付右刑律廉々ノ内粹消ノ分ハ舊幕故律ヲ掲ケ御新律御布告相成候迄ハ朱書ノ通假定致シ御仕置御答申付度尤死刑以上ハ伺ノ上申付候様可仕候

一 隠鐵砲所持致候者

遠島 中追放 所拂

鐵砲取上

一 隠鐵砲打候モノ

右 同 斷

鐵砲取上重キ過料

一 人別帳ニモ不加他ノ者差置候

當人並差置候モノ共 所拂

モノ 重キ過料 組頭 過料

無宿者 徒罪 有宿者 重キ過料元人別ノ方エ可爲

差置候者 重キ過料 名主 過料 組頭 過料

※ 一 磔 火罪 獄門 死罪 遠島 重キ追放

右御仕置申付候者ハ田畑家屋敷家財トモ缺所可申付申中追放田畑家屋敷輕追放ハ田畑計缺所申付家財ハ中輕共ニ不及缺所吟味ノ内致病死候トモ吟味詰御仕置可申付者ニ決置候上致病死候ハ、伺ニ可成筋ノ御仕置ノモノハ伺ノ上缺所可申付事

一 磔刑 一 梟首 一 刎首 一 流罪 一 徒罪

右ハ田畑家屋敷家財等不及缺所候事 但武家ニテモ同斷ノ事

地頭ニ對シ強訴其上徒黨逃散ノ百姓御仕置

頭取 死罪 名主 重キ追放 組頭 田畑取上所拂 總百姓 村高ニ應シ過料

但地頭申付非道有之ハ其品ニ應シ一等モ輕ク可相伺未進無之ニ於テハ重キ咎不及事

一 強訴其上徒黨逃散ノ者 頭取 徒罪 名主 徒罪 組頭 徒罪 總百姓 村高ニ應シ過料

但筋柄相立候儀ニ有之ハ其品ニ應シ一等モ二等モ輕ク可申付未進無之ハ重キ咎不及候事

一 諸商物代金請取其品不渡外ニ二 重賣致シ又ハ取次可遣品質ニ置 ヨリ以上ハ 死罪 兩位ヨリ以上ハ 名主 重キ咎不及候事

並賣拂或ハ金銀横取致候者 金子ハ拾兩ヨリ以下雜物ハ代金ニ積拾 兩位ヨリ以上ハ 名主 重キ咎不及候事

兩ヨリ以下ハ 入擧敲 兩位ヨリ以下ハ 徒罪

但先入牢申付代金又ハ商物ニテ成トモ相濟候ニ於テハ 拾 百兩以上ハ 江戸拂 徒罪 拾 百兩以下ハ 所拂 重キ過料

一 自分ノ名ヲ替奉公人ノ請ニ立候者 江戸十里四方所拂 徒罪

但奉公人ニ馴合判賣ノ外ニ給金ノ内ヲ配分取爲致缺落候ハ、 死罪 徒罪

一 奉公人ト馴合缺落爲致候請人 重 敲 徒罪

一 一人ノ仕業ト相見候寄子ノ變死ヲ不存分ニ致候者 所 拂 重キ過料

一 取逃ノ雜物ヲ預ケ置配分致シ又ハ禮金等取當人ヲ隱置候請人主

死罪

流罪

但取逃ノ品輕ク候ハ、當人ノ御仕置ヨリ一等輕ク可申付事

一 手元ニ有之品ヲ風ト取逃又ハ盜

致候者

金子ハ拾兩ヨリ以上雜物ハ代金ニ積拾	死罪
兩位ヨリ以上	
金子ハ拾兩ヨリ以下雜物ハ代金ニ積拾	入墨敲
兩位ヨリ以下	

金子ハ百兩ヨリ以上雜物ハ代金ニ積百兩	位ヨリ以上	勿首
金子ハ百兩ヨリ以下雜物ハ代金ニ積百兩	位ヨリ以下ハ	徒罪

但先入牢申付取逃ノ品價候ニ於テハ拾兩以上以下トモ主人願之通助命申付江戸ニ不罷在候様ニ可申渡事

一 使ニ爲持遺候品取逃致候者

金子ハ壹兩ヨリ以上雜物ハ代金ニ積壹	死罪
兩位ヨリ以上ハ	
金子ハ壹兩ヨリ以下雜物ハ代金ニ積壹	入墨敲
兩位ヨリ以下ハ	

金子ハ五拾兩ヨリ以上雜物ハ代金ニ積五	拾兩位ヨリ以上ハ	勿首
金子ハ五拾兩以下雜物ハ代金ニ積五拾兩	位ヨリ以下ハ	徒罪

先入牢申付取逃ノ品價候ニ於テハ壹兩以上以下共主人願之通助命申付江戸ニ不罷在候様ニ可申渡事

但先入牢申付取逃ノ品價又ハ用捨致シ主人等ヨリ助命願出候ハ、差免候上徒罪

一 引負致候者一向辨金無之ニ於テハ

金高ニ應シ五十數百敲

徒罪

但當人並親類ノ身上ニ應シ引負金高三分ノ一或ハ五分一又ハ十分一相濟候ハ、當人出牢ノ上追テ身上持次第幾度モ主人方ヨリ相掛候様可申付事

但濟方申付等閑候ハ入牢申付當人並ニ親類ノ身上ニ應シ引負金高三分ノ一或ハ五分一又ハ十分一爲相濟追テ身上持次第幾度モ主人ヨリ相掛候様可申付事

一 捨子有之ヲ内證ニテ隣町等ニ 當人 所拂 家主 過料

又候捨候儀類ニ於テハ 五人組 過料 名主 江戸拂 當人 重キ過料 家主 過料

但吟味ノ上名主五人組家主等不存義無紛候ハ、無構 五人組 過料 名主 江戸拂

一 商物ヲモ出シ渡世致シ候者妻同心セサルニ賣女ニ出候者 死罪 流罪

但飢渴ノモノ夫婦申合賣女爲致候迄ニテ盜等ノ惡事無之候ハ、糺明ニ不及候事

一 踊子呼寄賣女爲致候料理茶屋等 所拂 重キ過料

一 夫無之女ト密通致シ誘引出シ候モノ 女ハ爲取締 男ハ手鎖 女ハ押込 男ハ手鎖

但賣女等ニ賣渡候ハ、流罪

一 下女下男ノ密通 主人ニ引渡遣ス 女ハ押込 男ハ手鎖

一 他ノ家來又ハ町人等下女ト密通致忍入候モノ 男ハ江戸拂 女ハ主人心次第可爲致 男ハ手鎖 女ハ押込

一 夫有之女ト密通致候ヲ承知ニテ男ニ被頼貰掛候モノ 所拂 重キ過料

一 家内ニ忍入或ハ土藏打破リ候類 金高雜物ノ多少ニ不拘 死罪

晝夜ニ不限戸明有之處又ハ家内ニ人無之故手元ニ有之輕キ品ヲ盜取候類 入墨ノ上重敲

一 家内エ忍入或ハ土藏打破リ盜致候類

晝夜ニ不限戸明有之處又ハ家内ニ人無之故手元ニ有之輕 金子ハ百兩以上雜物ハ代金ニ積百兩位ヨリ以上 刎首

キ品ヲ盜取候類 金子ハ百兩ヨリ以下雜物ハ代金ニ積百兩位ヨリ以下 徒罪

一 途中ニテ盜致シ候者當座ノカタリ又ハネタリ事故候モノ

一 盜人ノ手引イタン候モノ 死罪 流罪

但本人死刑以下ノ分ハ本人ノ御仕置ニヨリ一等輕ク可申付事

一 片輪モノ所持ノ品ヲ盜取候モノ 死罪 流罪 但金子五拾兩以上候ハ、刎首

一 惡黨モノト乍存宿致シ盜物賣拂遣シ又ハ質ニ置配分取候モノ 死罪 流罪

但本人死刑以下ノ分ハ本人御仕置ヨリ一等輕ク可申付事

一 惡黨者ト乍存宿致シ又ハ五七日宛逗留爲仕候モノ 重キ追放 徒罪

但惡黨モノ隸ニ被行候ハ、宿致候者 死罪

但本人鼻首ニ被處候ハ、流罪

※ 一 家藏ニ忍入候盜入ニ被頼盜物持運配分取候モノ 敲ノ上輕追放 ※但配分不取候ハ、敲ノ上所拂

一 死刑以上ニ可成盜入ヨリ被頼盜物持運配分取候モノ 徒罪 但配分不取候ハ、輕キ徒罪

※ 一 一旦敲ニ成候上輕キ盜致候モノ 入墨

一 一旦徒罪ニ相成候上盜致候モノ 徒罪

一 輕キ盜入ノ宿致シ候モノ 所拂 徒罪

一 隱物買 入墨ノ上敲 徒罪

但年來此事カ、リ居候モノハ 死罪 流罪

一 盜物ト乍存下直ニ買取候モノ 所拂 重キ過料 但數度ニ及候ハ、徒罪

一 謀書又ハ謀判致候者 引廻ノ上獄門 梟首 但加判入 死罪 ※ 流罪

一 遺恨ヲ以火ヲ可附旨引札又ハ捨文イタシ候モノ 死罪 流罪

一 カタリ事之品對 **公儀** 江候事敷又ハ巧候事敷或ハ人ヲ誘引申合候モノ **賊物金壹兩以上** 死罪

高官ノ衆ノ家來ト偽カタリ事致候モノ 金子ハ三拾兩以上雜物ハ代金ニ積三拾兩位ヨリ以上ハ 刎首

金子ハ三拾兩以下雜物ハ代金ニ積三拾兩位ヨリ以下ハ 徒罪

但不得物取候ハ、流罪 其品輕キハ徒罪

一 似セ藥種賣候モノ **引廻ノ上死罪** 流罪 但其品輕キハ徒罪

一 一人ニ被頼火ヲ附候モノ **死罪** 流罪 但頼候者 **火罪** **梟首**

一 口論ノ上人ニ疵付片輪ニ致候モノ **中追放** 徒罪

但渡世モ難成程ノ片輪ニ致候ハ、**遠島** **流罪**

若終身給續候程ノ扶助致シ當人並親類ノ者ヨリ御仕置看相願候ニ於テハ輕キ徒罪

一 一人ニ疵付候モノ療治代疵ノ不依多少 **百姓町人** **銀壹枚** 疵ノ輕重ニ寄過料可爲差出

一 悴人ニ被殺候ヲ任扱内證ニテ事濟候類 **所拂** 輕キ徒罪

※ 一 御城内ニテ口論ノ上拾人以上敲合ツカミ合候モノ **双方當人** 重キ追放 同荷擔致候者 敲ノ上江戸拂

一 官局内御構内ニテ口論ノ上拾人程モ敲合ツカミ合候モノ **双方當人** 徒罪 同荷擔致候モノ 輕キ徒罪

一 アバレ候テ町所ヲサワカン候モノ **敲ノ上所拂** 重キ過料

但所々ニテアハレ候於テハ **敲ノ上追放** 徒罪

一 遺恨ヲ以 **拾人以上結徒黨** 數人申合狼藉ノ上諸道具等損シサン候ニオイテハ **頭取** 重キ追放

頭取 徒罪 但荷擔人 **所拂** 重キ過料

一 火附 一 盜賊ノ上ニテ人ヲ殺候モノ 一 徒黨致シ人家エ押込候類 一 追劔ノ類

右ノ類科人同類ニハ無之候トモ其者ニ頼マレ住所ヲ隠シ或ハ立退セ候モノ

死罪 流罪

註 〓で囲み當然抹消すべき筈なのに、そのようになつていない箇所が若干ある。そこには※印を附した。

右ノ外舊幕並諸藩ニテ申付置候入墨又ハ構等ニ相成居候モノ有之候トモ前科ニ不拘現在所犯ノ罪狀ニ隨ヒ御仕置申付其餘ハ御新律御布告相成候マテ故幕府ノ刑律ニ仍相當ノ御仕置申付尤徒罪ノ輕重ハ寄場放置年月ノ多少ヲ以區別相立候事

但年月ハ別紙ヲ以相伺申候

一 過料錢ノ儀是迄舊幕ニテ申付來候員數ニ不拘重キハ錢三拾貫文又中ハ錢貳拾貫文輕キハ錢拾貫文

右之通夫々相伺申候以上

巳五月

井關齊右衛門

刑法官御中

去辰十一月月中追放所拂ハ徒刑ニ被爲換候趣被仰出候ニ付入墨又ハ敲等内刑ノ分モ徒刑ニ換候積然ル處舊幕刑律追放所拂入墨敲等ノ等級ヲ一般徒刑ト而已致候テハ犯罪ニ輕重有之刑罰ニ差別無之姿ニテ姦惡表懲ノ御趣意モ薄ク可有之候間年月ノ多少ヲ以差別相立兼テ相州橫須賀表エ取建有之候寄場エ放置同所製鐵所御普請其外ノ人足ニ仕役致候様仕度奉存候

橫須賀寄場放置區別

三ヶ月徒罪 入墨 重敲ノ上重追放 敲 重追放

二ヶ月徒罪 入墨 重敲ノ上中追放 敲 中追放

一ヶ月徒罪 入墨 重敲ノ上輕追放 敲 入墨 重敲ノ上 敲 江戸十里四方追放 入墨重敲

六ヶ月徒罪 入墨 重敲ノ上江戸拂 敲 江戸拂 入墨 重敲ノ上所拂 敲 入墨敲 入墨敲

三ヶ月徒罪 所拂 敲

一旦徒罪ニ成候後逃去又ハ惡事致候者罪不致死分ハ 迄ハ最前ノ年月一倍ノ徒罪申付四度ニ及候ハ、流罪申付候積

但年月一倍徒罪ノ儀ハ假令ハ二年徒罪ノモノニ 四ヶ年三度目ハ八ヶ年徒罪可申付其餘右ニ准シ申付候様可仕候

右ノ通御規則相立候迄取極置可申候

巳五月

井關齊右衛門

刑法官御中

この伺いに接した刑法官は、「刑法假定」に「附札」をつけて返戻し、指令に代えたようである。全體に對する「附札」には「新定律頒布迄ハ伺ノ通其縣假律ニ仍處斷可致事」とあり、磔の條には「磔罪ハ君父ヲ弑ス分大逆ニ限り候事」、火罪の條には「火罪ハ鼻首ニ換ヘ候事」とそれぞれ「附札」がつけられている。しかし、その「附札」には證印がなく、また「徒罪期限」の方には「附札」もなく、刑法官の諾否が不明のため、井關判官事はふたたび刑法官の回答を求め、その許諾をえたのである。それについては次のような往復文書がある。⁽¹⁵⁾

刑律假定並徒罪放置ノ儀伺書貳册先般指進候處刑律伺書ニ新定律御頒布迄ハ伺之通當縣假定律ニ依處斷可致旨御差圖有之徒罪伺ノ方エハ別段御附札モ無之候得共是又伺之通ト相心得候併刑律ノ儀ハ重大ノ事件ニテ跡々ニ殘置候品ニ有之候間前書御附札ニ御局御證印有之度且徒罪伺エモ御附札受度右伺書再應差進候此段申入候也

五月十七日

神奈川縣

判官事 井關齊右衛門

刑法官御中

御書面ノ趣致承知候過日以附紙新定律頒布迄ハ御縣假定律ニ依リ御處斷可有之ト申入候處刑律ノ儀ハ重大ノ事件跡々殘置候品ニ候間附紙ニ證印致異候様御申越ニ相成候得共右ハ來月ニモ天下一般ニ新定律御布告ニ相成候事故夫迄其御縣假定律ニテ宜敷ト申心得ニテ致附紙儀ニ有之故證印ニモ不及申ト存候其徒罪人ノ儀モ同様ノ儀ニ有之候此段及御答候也

明治初年の神奈川縣刑法

五月十九日

金川縣

刑法官

この回答に「來月ニモ天下一般ニ新定律御布告ニ相成候事云々」とあるのは、當時、刑法官内において編纂中の新律綱領(はじめは新律提綱と呼ばれた)を指すものと思われるが、(16)實際にそれが頒布されたのは翌三年の十二月末であつたから、それまでの約一年七ヵ月間は、神奈川縣において「刑法假定」が施行されたものと考えてよからう。(17)

次に、この「刑法假定」と「徒罪期限」の内容から、特色と思われる點をあげて考察してみよう。

(一) これらの改正規定は「刑法假定」の伺書に明記するところによれば、元年十月晦日の前掲行政官達の趣旨を遵守し、そのわく内において編成したものとしている。これは、例えば「追放所拂へ徒刑ニ換へ」「窃盜百兩以下罪不至死」等の「達」の内容が、いずれも織り込まれていることを指すのであろう。しかし、前述のように、これらはすでに神奈川縣では元年閏四月の假刑法に規定されていたものである。すなわち假刑法の内容中、前掲達によつて裏付けをうけた部分は、さらにそのまま「刑法假定」に引きつがれたものとみることができる。その反面、假刑法の規定で前掲達に明示されていないもの、例えば「従前ノ刑律ニ當死罪ニ可處モノ」徒七年、「同遠島ニ當リ候者」徒五年等の規定は、(18)「刑法假定」に入っていない。

前掲達は、全國の府、縣、藩に通達されたものではあるが、當時まだ全國を實際に統括する政治力をもたなかつた新政府のことで、その達の内容がかならずしも全國に徹底したとは思われないが、新政府の中心地東京に近く、しかも重要な開港場として幕府からの接收整備がいち早く行われた神奈川縣については、さすがに完全な遵守が實行されていることを注意すべきであらう。

(二) 前掲達には、死刑の執行方法については特に限定していないが、「刑法假定」では磔刑、梟首、刎首の三種類のみを規定する。新政府が編纂した明治初期の刑法典、すなわち假刑律(元年)、新律綱領(三年)、改定律例(六年)等には、いずれ

も絞首を死刑の一種としているが、それが「律」系統の特色であることはいうまでもない。徳川時代の御定書及びその系統の藩刑法においては、絞首は原則として採用されていなかったのである。「刑法假定」に絞首を缺いていることは、それが御定書を基礎とする改正法であつて、新政府の立法事業のごとき「律」の復活とは全く異なるものであつたことを意味する。「律」系統の刑法ではかならず存在する笞刑、杖刑を積極的に規定しなかつたのも、それがためと思われる。

(三) 「刑法假定」は御定書に比較し、全般的に法定刑を軽くしている。「隠鐵砲所持」が「遠島」から單に「鐵砲取上」になり、「似せ藥賣」が「引廻ノ上死罪」から「流罪其品輕キハ徒罪」になつてゐるのは、そのもつとも著しい例であろう。強訴の頭取、依頼による放火、強盜殺人等、從來は「死罪」に該當する場合の多くも、それぞれ一等を減じて「流罪」に改められている。その他、それまで附加刑としてみとめられてきた「田畑家屋敷家財等」の「缺所」を、庶民、武士を問わず全て廢止しているのも、寛刑方針のあらわれであろう。新政府が「財産沒籍之法」の停止を各地方に通達したのは、三年一月二十日であつたから、「刑法假定」の措置はその先蹤であつたといわねばならない。また墨刑(入墨)も前掲十月晦日の達は積極的に廢止を明言せず、三年九月に至つて「以來差止め候方可然」⁽²⁰⁾(刑部省より民部省へ回答)とし、はじめて廢止の態度が明らかになつたのに反し、「刑法假定」及び「徒罪期限」ではそれに先立ち全ての入墨を徒刑に變更している。

明治政府の成立以來、その刑事法政策は前代の嚴刑主義をゆるめる方針を以て一貫している。それはいうまでもなく諸政一新、文明開化の風潮がもたらした所産であり、神奈川縣における刑事法改革も、元年閏四月の假刑法以來、そうした影響をうけたものであつた。しかも、前述のごとくある場合には、むしろ新政府の施策に先んじて寛刑方針が採られていることを注意すべきであろう。神奈川縣の當局者は、縣内統治と同時に諸外國との交渉事務に従事したのであり、他の地方官に比較し外國事情を聞知する機會にはより、恵まれた人々であつた。いいかえると、彼等は文明開化思想の洗禮をいち早く受けやすい立場におかれていた。彼等が刑事法の改革に當り、新政府の方針のわく、に拘束されながらも、そしてまた從來の御定書

の構成を根底から刷新する準備と時間的餘裕はなかつたにもせよ、まず封建時代の嚴刑主義を出来る限り緩和せんとしたのは、きわめて當然の結果としなければならぬ。

(四) 「刑法假定」と「徒罪期限」の法が、廣い範圍にわたり徒刑を採用しているのは、當時の刑法典として著しい特色である。假刑法においては、入墨、敲の場合にそれらの刑を執行した上でさらに徒刑を科したことは、前にも述べた通りであるが、こんどは最初から徒刑一本立に變更され、刑期もより詳しく配分されている。こうした徒刑は、當時の行刑においてどのような比重を占めていたであろうか。次に明治二、三年度の行刑統計を、前掲「神奈川縣史料」⁽²¹⁾から引用してみよう。

明治二年

磔 一人 斬 二人 笞刑 四人
梟首 一七人 刎首 一〇人 流七年 四人

徒罪 一八五人

内譯

輕キ敲ノ上 一人 敲ノ上 二人 重敲ノ上 二人
入墨敲ノ上 二七人 増入墨敲ノ上 三人 中追放ノ上 三人
三ヶ月 一九人 六ヶ月 二七人 一年 一〇一人
二年 一人 三年 一人 日數不分 五人

明治三年

梟首 三人 三等流(徒十年) 一人
斬罪 八人 香港へ追放(中國人) 一人

徒罪 三二八人

内譯

三月 七四人 六月 六四人 一年 一七三人
一・五年 一人 二年 五人 二・五年 一人
三年 一人 年限不分明 一人

註 明治二年度の「何々ノ上」とあるのは、假刑法施行中（五月以前）のもので、入墨、敲に徒刑を附加したことを示す。但し「中追放ノ上」というのは、追放を言渡し、實際は徒刑に處したのである。

兩年度共、徒罪の總數と内譯の合計數との間に若干の誤差があるので、この統計自體の信用度はかならずしも高くないが、大體の傾向だけは知りうる。斬と刎首の區別は、ただ用語上の問題であろう。「刑法假定」は新政府の用語例に従つて「刎首」を用いているから、⁽²²⁾「斬」は同法施行以前の處刑と思われる。答刑は「刑法假定」にはみえていない刑罰であるが、次節で述べるように外役中の徒刑囚が五百文以下の物品を携帶逃走の場合に「答刑」を科しているから^(分署囚徒取扱規則、案大要第十七款)、その處刑數をあげたのであろう。また、「日數不分」「年限不分」というのは、年限不詳の意味ではなくして、「刑法假定」で年限を定めていない徒刑^(百兩以下の窃盜は從來の死罪が徒罪に改められたが、)を指すようにも思われるが、この點は疑問の餘地がある。なお、流罪以上の處刑は全て新政府の指令を仰いで行われたものであり、三等流とあるのは三年十一月十七日の準流法にもとづき指令されたものであつた。⁽²⁴⁾

この統計は前にも述べたように確實なものとはいえないが、⁽²⁵⁾それにしても全行刑數に對して徒刑數の占める割合が、かなり高いものであつたことだけはわかる。新律綱領が施行された明治四年度の統計⁽²⁶⁾では行刑數二六九名の内、徒刑は九九名^(各種死刑三三人、答刑八八人、杖刑四九人)にすぎないのに比較すると、假刑法及び「刑法假定」施行中は、徒刑がいかに一般的刑罰として採用されていたかが判明する。新律綱領の施行によつて神奈川縣の行刑措置はむしろ後退したものとさえいえる。新政府をはじめ各地方において、いまだ答杖^(敲)等の身體刑を十分に拂拭しきれなかつた當時⁽²⁷⁾、それらを排して徒刑に統一した構想は、それが製鐵所の勞役という受入態勢側からの刺激によるものとはいえ、近代刑法への途をいち早く進んだものとして高く評價すべきではなからうか。

(1) 石野瑛「横濱近郊文化史」(昭和二年)四九六頁。

- (2) 明治改元は九月八日であり、それ以前は正確には慶應四年であるが、本稿では便宜上、全て明治元年と呼んだ。
- (3) 太田久好著「横濱沿革誌」(明治二四年)一〇五頁—一〇六頁。
- (4) 神奈川府裁判所設置の時期については、二つの説がある。「明治史要」は「宮中日誌」を典拠として「六月十七日」とするが(昭和八年・東大版上巻・七〇頁)、「横濱市史稿」は「太政類典」により「五月二十三日」とする(政治編(三)・二五〇頁、但し同書の一六頁には出典を明示せずして六月十七日としている)。その他の諸書も兩説に分かれている。例えば前掲沿革誌(二一七頁)、前掲近郊文化史(四九七頁)、「横濱開港五十年史」(下巻・一八三頁)は「五月」とし、「横濱歴史年表」(昭和二八年)は「六月」としている。「宮中日誌」も「太政類典」も共に信頼度のたかい原資料のこととして、いずれの誤りかを断定するのは困難である。しかし、東久世が正式に府知事に任命されたのは「六月十七日」であるが(顯要職務補任録・上巻・四六八頁)、神奈川裁判所が神奈川府裁判所に改められたのは、それに先立ち「五月二十三日」であったものと推定することも出来るので、本稿では一應、「五月」説に従い、なお後考を待ちたい。なお、神奈川府の管轄地は神奈川宿、川崎宿、網島村、溝口村、小杉村、日野宿、木曾村、小野路村、八王子横山村であった(前掲近郊文化史・六五四頁)。
- (5) 神奈川縣の管轄地は、神奈川十里部内の中、小田原、六浦、荻野、山中の四藩領を除き、武藏國の久良岐、橘樹、都筑、多摩、相模國の鎌倉、三浦、高座、大住、陶綾、愛甲、足柄上、足柄下、津久井の諸郡であった(前掲市史稿・政治編(三)・一八頁)。
- (6) 前掲沿革誌・一一七頁。前掲「開港五十年史」が、この假刑法の内容に當る改革を、幕府末期の事件としているのは誤りである(下巻・一九一頁—一九二頁)。
- (7) 内閣文庫藏「神奈川縣史料」(以下、史料と略稱する)第三六冊・制度之部・刑法。
- (8) 三浦は元年四月二十日に「組頭引續奉職」、同年十一月二十三日に神奈川縣辨務補になり翌二年六月まで在職した(前掲史料・第一四冊・官員履歴)。
- (9) 前掲沿革誌・一一六頁。
- (10)(11) 註(7)に同じ。
- (12) 前掲史料・第一九冊・政治之部・刑賞。
- (13) 前掲五十年史・下巻・一九二頁。
- (14)(15) 註(9)に同じ。
- (16) 新律綱領の編纂が開始されたのは二年三月からであるが(拙稿「新律綱領編纂關係者考」本誌第二一卷一二號四二頁以下、石井良

助・前掲書・二七六頁等参照)、まだ草案もまとまっていなかったと思われる五月に、刑法官が「來月ニモ天下一般ニ新定律御布告云々」というのは時期的にみて早すぎる。とすれば、ここにいる「新定律」は新律綱領のことではなく、當時刑法官部内のみ施行していた假刑律を指し、これを部外一般に公布する企圖があつたのかも知れない。しかし、そうした事實を裏付ける資料を見出しえないので、一應、本文のごとく推定し、後考を待ちたい。

(17) 前掲史料(第二〇冊・政治之部・刑賞)所載の四年二月の判決は、明らかに新律綱領賊盜律を適用している。おそらく同法發布と同時に、神奈川縣はそれまでの「刑法假定」を廢したのである。

(18) 本文に引用した元年、二年の行刑統計によれば、五年及び七年の徒刑は實際の適用例がなかったようである。

(19) 刑部省の上申にもとづいて太政官達が出された。全文は前掲分類大全・刑法門(一)・刑律(一)一〇〇頁参照。

(20) 前掲書・一一八頁。

(21) 明治二年の統計は前掲史料第一九冊(政治之部・刑賞)、三年の統計は同第二〇冊(同前)に據る。

(22) 明治政府が成立直後に編纂した假刑律は、斬といわず「刎」又は「刎首」と呼び、元年十一月十三日の達及び二年一月の刑法官定にも「刎首」とあるが、しかし、二年八月五日の刑部省属によると「是迄刎首」を「斬罪」と改めている。「刑法假定」制定の頃は、刎首と呼ばれていた時代に該當するから、その影響をうけたのであろう。

(23) 假刑法では、百兩以下の窃盜は従前の死罪が入墨、敲に改められ、さらにそれは一年以下の徒刑にも處せられるのであるが、「刑法假定」の法文ではその點が不明確である。何となれば、「死罪」の文言が消されて「徒刑」とされているだけで年限を明記しないからである。本文で述べるように、假にそれを年限を定めない徒刑に處したものとすると、明治二年五人、三年一人という統計は、そうした犯罪事件が多かつたことと思われるだけに、餘りにも過少である。この點を考えると、前述の犯罪事實に對する徒刑の年限は、假刑法と同様に一年以下であつた様にも思われるし、それならば統計にいう「年限不明」は單に年限不詳の意に解すべきであらうが、それらの點は疑問としておきたい。

(24) 流罪の場所として、北海道を豫定したが、受入準備が整わず、それがため流罪を三段階に分け、五年、七年、十年の徒刑を以て代えたのである。府縣藩へ出された「準流法」達の全文は前掲分類大全・一〇九頁―一〇一頁参照。

(25) 數字の誤差のみならず、「刑法假定」所定の刑罰で、統計に現われていないものに、押込、手鎖、過料がある。前二者は姦通罪のみの刑罰であるから、そうした事件が起きなかつたとも考えられるが、過料の場合はやはり適用例がなかったのか、或いは輕微な事件として統計から省略したのか、不明である。

(26) 前掲史料・第二〇冊・政治之部・刑賞。

(27) 明治三年閏十月に制定された和歌山藩の「刑法内則」も流刑管刑を全て徒刑に代えているが(拙稿・前掲和歌山藩刑法・本誌第二五卷三號二八頁参照)、こうした措置は當時としては通例のものではない。新政府の刑法典では假刑律はもちろん新律綱領においても、管杖二刑は採用され、それらが廢止されたのは五年四月の懲役法(太政官布告)からであった。

三 徒刑制度の實施と、その内容

神奈川縣においては、明治元年閏四月の假刑法以來、徒刑制度を採用し、翌二年五月の「刑法假定」及び「徒罪期限」の法では、さらにそれを一般的刑罰にまで擴張したことは前節において述べた。そしてまた、その制度が徳川末期の横須賀製鐵所で寄場人足を使用した先例を追い立案せられたものであることも、すでに説明した通りである。

横須賀製鐵所は、元治元年、世界情勢にめざめた徳川幕府が自ら艦船を建造し、海軍擴張を計る目的を以て、主として勘定奉行小栗上野介の建策にもとづき佛蘭西の援助をうけて建設せんとした造船所であり、後ちの横須賀海軍工廠の前身である。佛蘭西ツーロン造船所に範を採り、その三分の二の規模を目標にして工事期間四カ年、總工費二百四十萬弗を計上する大建設工事であった。⁽¹⁾ それがため佛蘭西人技師ヴェルニー⁽²⁾(François Léon Verny)を長とする數十人の技術者を招聘し、實際に工事を開始したのは慶應元年九月二十七日であった。この起工に先立つ閏五月十五日、幕府は寄場奉行に命じて人足二百名を派遣し、勘定奉行の支配に屬せしめて海岸埋立工事に従事する様、指示をあたえ、⁽³⁾ さらに八月には白地木綿の法被(背章は黒餅の印)を制服に定め、⁽⁴⁾ 近村にもそのことを布達して脱走に備える處置を講じた。工事開始後は、一般土工の請負場所とは別に、特定の場所を指定して土石運搬及び埋立作業に従事せしめたのである。寄場人足を使役することが、如何なる企圖によるものか、また幕府部内如何なる人の主唱によるものかはわからないが、幕府としては珍らしい大土木工事であり且つ比較的短期間で竣工せしむる關係上、安い費用で多人數を動員できる方法として企畫したものと思われる。製鐵所内に

おける労働状況や所遇については、遺憾ながら知るべき資料を缺くが、翌年一月、病人續出のために豫定の工事が進まず、費用の點でも他の請負人足に比較して特別に低廉でもなかつたので、その使用の停止が製鐵所委員から老中に上申されていることから考えると、かなり無理な重労働を課したのかも知れない。このようにして製鐵所における寄場人足の使用は、わずか數ヵ月にして失敗の裡に終りを告げたのである。⁽⁶⁾

明治維新後、神奈川裁判所成立直後の明治元年閏四月朔日、東久世總督は自ら横須賀に赴き工事中の製鐵所一切の設備を外人技術團と共に新政府に引きつぎ、これを神奈川裁判所の管轄下においた。⁽⁷⁾そして未完成の工事は從來通り續行するも、費用については極力縮減方法を定め、製鐵所生徒、外人醫師、舍密局^(研究)等の不急のものは全て廢止された。假刑法が編成されたのは、ちようど製鐵所を接收し工事を再開した頃であるが、この時、數年前の寄場人足使用の先例が想起され、徒刑制度を創設、囚徒を製鐵所で使役する企畫がたてられたのは、おそらく製鐵所經費縮小の方法として考えられたものであろう。前掲假刑法の伺書にも「無賃同様ニテ働方爲致候故同所御入費モ相省ケ夫是可然儀ニ有之」とある。寄場人足の使用が失敗に終つたことは知られていたのであるから、所遇その他の労働條件については、改善の考慮がはらわれたものと思われる。製鐵所構内に監獄分署^(寄場或は徒刑貧院とも稱された)が建設され、「分署囚徒取扱規則案大要」が作成されたのは、六月二十三日であつたから、その頃から實際に徒刑囚の使役が始められたのであろう。前節で述べた様に、「神奈川縣史料」所載の明治元年統計の「徒刑一人」とあるのは、おそらく數字の誤りと思われるが、さりとて分署開設當時の徒刑囚の數は幕府の寄場人足二百人に比較すれば決して多くはなかつた模様である。何となれば、明治二年四月九日附「製鐵所在勤官吏及附屬員」表によると「寄場人足員數」は「貧民三十五名、徒刑囚十九名」にすぎないからである。「貧民」というのは、刑期満ちて引取人なき者を繼續して收容した者のことである。しかし、「刑法假定」及び「徒罪期限」の法が施行された明治二年の後半からは、前節でも述べたように著しく徒刑囚が増加し、三年五月の收容現在員數は百二十一人に達している。⁽¹⁰⁾

次に「分署囚徒取扱規則案大要」(以下、規則)によつて知りうる徒刑場の状況を徳川幕府の石川島人足寄場(以下、寄場)及び明治維新後各地方で開始された徒刑のそれとを比較しつつ考察してみたい。

一 職制

分署には次の職員が置かれた(規則第(四款))。

職名	年俸	月俸	飯料	魚菜料
元締役	玄米五十俵	金三人扶兩持	銀三十匁	錢八十文
定役	同三十俵	金三人扶兩持	同	同
同下役	同二十俵	金二人扶兩持	同	同

その員數はわからない。

寄場の職制は、寄場奉行の下に、役所詰元締役同心三人(高五十俵、三人扶持、御役金五兩)、下役同心二十九人(高二十俵、二人扶持)以下の役人があり、出勤日には全て食事が支給され、下役以下は勤務日數に應じ一日銀一匁が給與された。これと分署の職員の役名給與を比較すると、多くの類似點がみられ、分署の職制が寄場のそれを繼受したことは明らかであろう。

二 收容設備と場内紀律

徒刑場の建物は、舊寄場人足の溜がその後機械置場になつていたものを改造して使用された。棟内は囚徒室六、病室一、鍵役室一、春場一、煎藥場一、浴室一の計十一室に分かれていた(規則第(二款))。その坪數が不明のため、その規模を知りえない

のは遺憾であるが、寄場の收容室が六房に分かれ、別に病室その他を有していたのと、監房の室数は類似している。偶然の一致ではなく、その構造を模倣したものとも考えられる。

囚徒室には一室毎に世話役一人、世話役格一人、炊夫一人、理髪夫一人、浴室番一人、看病夫一人をおいた(規則第九款)。室内は寢敷であるが、世話役のみは疊二枚を重ねた高坐があたえられた(規則第三款)。寄場でも世話役のみ疊を用いていたのである。⁽¹³⁾ 監房内の秩序維持と取締の補助として牢名主をおく制度は、徳川時代の牢舎に一般的にみとめられる特長であり、寄場もその例に洩れなかつたのである。明治維新後もその制度は引きつがれ、東京府が接收した寄場でも、三年三月以降名主(世話役)を間頭と改めたがその實質は變らず、また當時行われた各地の徒刑場にもその制度は残っている。徒刑場で窃盜、越獄、結黨等の行爲があれば「懲答」し(規則第十六款)、また「外役中錢五百文以上及此價ニ相當スル物品ヲ携帶逃走スルモノハ斬ニ處シ之ヨリ以下ハ答ニ處」せられた(規則第十七款)。また「徒刑期限」の法によると、逃走後再犯の場合で「罪不致死分」は(前掲規則で斬にならない場合を含むのであらう)、「三度迄ハ最前ノ年月一倍ノ徒刑」「四度ニ及候ハハ流罪」としている。これは直接には再犯加重の規定であるが、徒刑場逃走者に嚴刑を以て臨んだことがわかる。寄場では逃走者に最初は死罪、後ちには遠島の重刑を科していたが、⁽¹⁵⁾ 明治初期各地の徒刑場でもまた逃走に對しては強い考慮が拂われ、嚴重な制裁を定めることを通例としていた。⁽¹⁶⁾ 神奈川縣の徒刑も、そうした一般的傾向に従つていたのである。しかし、明治初期の徒刑に多くみられる片鬢、眉の剃落⁽¹⁷⁾あるいは首輪の使用等は逃走防止の手段として採られていない。これは寄場においてそうした方法が原則として用いられていなかった先例を模倣したのであらう。⁽¹⁹⁾ ここにも寄場のつよい影響がみられるのである。

三 作業

作業は製鐵所構内の土木事業その他に従事したが、遺憾ながら詳しい事情は判明しない。寄場人足の使用が結局失敗に終

つたことは前に述べた通りであるが、徒刑囚の場合は一應所期の目的を達しえた模様である。三年五月、鐵道建設工事に際し、横濱鐵道掛は徒刑囚百名の五ヶ月間借用を井關權知事に申出、同知事が製鐵所監獄分署に照會せるところ、製鐵所事務總括山尾民部權大丞(庸三)は所内土木工事の多忙を理由にして、それを拒絶している⁽²⁰⁾。このことは、當時、徒刑囚の勞力が所内において重視されていたことを示すものであろう。寄場人足の失敗は、前にも述べたように過重勞働の結果ではないかと推測されるから、徒刑囚の使用については、その點の考慮が有効に行われたのではなからうか。勞働時間その他の勞働條件を知りうる資料に接しないのは甚だ残念である。

ただ署内の春夫の作業量については、次の規定が判明している。すなわち「精搗ニ當リテ四斗張二臼、粗搗ニ當リテ同四臼ヲ以テ一日ノ定業」とした^(規則第 十五款)。二年二月の長崎府徒場規則が五斗俵を大體の定量とし⁽²¹⁾、三年十二月の福島縣徒場規則が「玄米一俵半搗ヲ一日一人定役」としているのに比較すれば、かなり多い。

四 給養と醫療

食事の定量は次のように規定されていた。

普通ノ業ニ就ク日 白米四合五勺

土木ノ業ニ就ク日 同五合五勺

休業及罹病ノ日 同三合五勺

病者 同三合

春夫 同七合五勺

そして「朝夕味噌汁及午餐ノ魚菜」は、各自の賃錢による負擔、但し役附の者、病人及び休業日には全員に官から支給された^(規則第 十一款)。寄場では病人は四合、その他は五合から八合までを業種で區別し、米麥混炊であつたが、これに較べると神奈川縣の定量はややすくない。徳川時代における新發田藩徒刑の白米五合、水戸藩徒刑の米四合麥二合⁽²⁵⁾、明治維新後の堺縣徒刑の白米五合、和歌山藩徒刑の男子白米麥各三合宛、女子白米麥各二合宛⁽²⁷⁾、福島縣徒刑の玄米五合麥四合(精白して七合二

勺)⁽²⁸⁾、京都府徒刑の五合から七合五勺まで、病人四合五勺⁽²⁹⁾、木更津縣徒刑の白米五合から七合⁽³⁰⁾、田邊藩徒刑の米三合麥四合等⁽³¹⁾に比較しても決して多くない。製鐵所内ドック開鑿工事はかなりの重労働と考えられることからみれば、給食定量は他の地方に比してむしろ少量に過ぎたとみるべきであろう。

衣服は五月に單衣一着、九月に縮入衣一着、十一月に同一着、寢具は冬季に限り五人に付五巾布團一枚を支給し、その他作業に従事する場合にのみ半纏一着を貸與した^(規則第)。寄場では柿色水玉の四季施を貸與し、三人に付一枚宛五巾布團を支給した⁽³²⁾。大體これに準じたのであろう。明治維新後の徒刑では、福島縣のごとく^(三年十二月)、法被^(夏冬一枚宛)、股引、三尺帶、下夕帶、各二筋宛、寢具は夏季布團一枚、冬季二枚、蚊帳は十人に付一帳を支給した例もあるから、神奈川縣徒刑の待遇は、決して良好とはいえない。

賃銭は普通作業の日給銀六分、土木作業の日給銀一匁、定時間^(この時間數は不明である)を超えたときは時間に應じて増給した。支給方法は半額を署費と賃品料、殘額の中三分の一は滿期放免の時まで官に預金せしめ、三分の二を毎月三回本人に支給した。なお銀一匁は錢百八文に替えた^(規則第)。また、役附の者には別の給料を支給した。すなわち日給として世話役錢二百四十八文、世話役格百四十八文、炊夫、理髮夫、浴室番、看病夫は各々百文宛であつた^(規則第)。支給方法は一般囚とは異なり、署費及び賃品料の支拂がなく、日給の半分は放免まで預金、他の半分は毎月二回に分けて支給された^(同)。役附の者は一般囚に比較し、隨分優待されることがわかる。寄場では作業の勤惰に應じて毎月錢四百文以上一貫目の褒美錢を支給し、半分は本人に與えて自由に消費せしめ、他の半分は放免の際、生業の資として支給された⁽³⁴⁾。神奈川縣徒刑の一般囚の作業金の手取り額は、大體においてこれと同額位の計算になる。

入浴は作業のある場合は毎日、結髪は毎日六回^(月か)であり^(規則第)、寄場の入浴が原則として隔日⁽³⁵⁾であり、明治初年の各地の徒刑も大體それに準じていたのに比較すると、回數が倍加されているが、これは作業の狀況がそれを必要としたのではな

ろうか。

病氣の時は、一日三貼までの薬を給し、病死の際は死體を親族に下付し、引取人なきときは、錢二百文を本所回向院に寄附して埋葬した(規則第(十八款))。

なお、満期放免の際には、冬季は金百匹、夏期は五十匹を被服料として與え、在所中とくに勉業した者には別に適當の賞與が交附され、また世話役には金百匹、その他の役附の者には金五十匹が別に増給された(規則第(十九款))。

以上述べたごとく、神奈川徒刑の内容は大體において幕府の寄場のそれを模倣したものとみることができ。明治維新後、わが國近代的自由刑の發足に際し、各地で行われた徒刑制度には寄場系統のもの、律の徒刑の流れをくむもの、兩系統混在のもの等三つの類型に分けうることは、かつて私の詳しく論述したところであるが、(36)神奈川徒刑は正に典型的な寄場系統のものといえるであろう。徳川時代の神奈川には、とくに寄場類似の制度が存在していたわけではないが、横須賀製鐵所の石川島寄場人足使用の先例があり、あたらしい徒刑も同所において發足したことで、その制度の内容に寄場のつよい影響をうけたのはきわめて當然の結果といわねばならない。しかし、その所遇方法については、寄場に比較して若干の弱點がみられることは争いえない。例えば特別菜給與、自己作業、教誨、恩赦等の制度は全く規定されていないし、その他給養の面でも前述のごとく寄場に劣る點がある。これは、その制度自體が製鐵所の工事に従事するという特殊な目的から出發したものであつたため、徒刑者自身の改善教化の面が、とかく忘れられ勝ちになつたのではないかと思われる。

(1) 栗本鋤雲・横須賀造船所經營ノ事・「栗本鋤雲遺稿」(昭和一八年)一一八頁。

(2) ヴェルニーの傳記と功績については、土木學會編「明治以後本邦土木と外人」(昭和一七年)に詳しい(一四九頁—一五二頁参照)。

(3) 横須賀海軍工廠編「横須賀海軍船廠史」第一卷(大正四年)三五頁。

(4) 前掲書・三九頁。

- (5) 前掲書・五八頁。
- (6) 慶應二年、佃島燈臺の建設作業にも、寄場人足が使役されたが、この工事は成功した様である(辻敬助編「近世日本行刑史稿」上巻九〇三―九〇四頁)。
- (7) 前掲船廠史・一〇五頁、前掲近郊文化史・四九七頁。
- (8) 神奈川府裁判所から派遣された製鐵所々員志村左一郎の立案したものである。前掲船廠史・一〇八頁。
- (9) 前掲書・一三五頁。
- (10) 前掲書・一五七頁。最初は、徒刑囚の一部が横濱監獄署にも收容されていたが、二年九月以降は全徒刑囚を製鐵所へ送った。
- (11) 前掲行刑史稿・上巻・八三一頁―八三二頁。
- (12) 前掲書・八七〇頁。
- (13) 前掲書・九一三頁。
- (14) 牢名主の制は、弊害が多かつたので、小原重哉が囚獄權正に任せられた時、「間頭」の制に改めたのであるが、實質はほとんど變らずその後監獄則の制定によつて(五年)それも全廢されたが、實際には明治十年代まで類似の制度が、各地の徒刑場に殘つていた。
- (15) 前掲行刑史稿・上巻・九二五頁。
- (16) 例えは新律綱領でも「反獄逃走」は斬、「脱監及越獄」逃走は「本罪ニ二等ヲ加ヘ」、單純逃走は「杖七十」であるが、その再犯は絞であつた(捕亡律)。
- (17) 明治初期における各地方のそれについては、拙稿「前掲和歌山藩刑法・本誌第二五卷三號二〇頁註(34)参照。そこに私は二年二月の伊那縣をはじめ九藩、府、縣の實例をあげたが、さらにその後、三年八月泉縣の片鬘、片眉(法務圖書館藏「泉縣徒刑申渡書」、四年五月松本藩の片眉、後髮剃落(同前「舊松本藩處刑口供書」、四年二月廣島藩の半額前面剃落、四年七月高知藩の片眉(井上和夫「藩法、幕府法と維新法」中卷二四四頁)、七年一〇月島根縣の半額片眉(「松江市史」九八五頁)等の例を見出した。おそらく全國的な傾向であらう。
- (18) 元年十月の大坂府徒刑、二年二月の堺縣徒刑に、その例がみられる(「廳府縣警察沿革史」其三・二二八頁、二四五頁)。これはわが王朝のかせを模したもので、これらの徒刑が、律の影響をうけたことを示している。
- (19) 寛政年度の寄場人足は片鬘剃落していたが、その後、それを廢し、天保十四年御目付柳原主計頭から男の片鬘、女の切禿が提案されたが、町奉行阿部遠江守の反對で實現せず(前掲行刑史稿・上巻・九一三頁―九一六頁)、幕末まで遂にそのままであつた。

- (20) 前掲船廠史・一五七頁。
- (21) 人足賃一日一貫文、搦賃五斗俵一貫文であることから推測した 法規分類大全・治罪門(三)・監獄二二頁。
- (22) 前掲書・三四頁。
- (23) 前掲行刑史稿・上卷・九一二頁。
- (24) 寛政十二年「新發田藩徒罪規定書」による〔北蒲原郡史〕第三卷・一〇三頁。
- (25) 「水戸藩史料」別記上卷・五九九頁。
- (26) 註(18)に同じ。
- (27) 拙稿・前掲和歌山藩刑法・本誌第二五卷三號一二頁。
- (28) 註(22)に同じ。
- (29)(30) 前掲行刑史稿・下卷・九六八頁、九七一頁。
- (31) 鈴木融「田邊要史」(大正一二年)一一五頁。
- (32) 註(23)に同じ。
- (33) 註(22)に同じ。
- (34) 前掲行刑史稿・上卷・八九八頁。
- (35) 前掲書・九五三頁。
- (36) 拙稿・前掲和歌山藩刑法・本誌第二五卷三號一五頁―一七頁。

四 ち す び

明治維新直後、神奈川縣(府)において行われた御定書の改定事業と、それにもとづく徒刑制度の概要は、以上述べた通りである。その假刑法典が、全ての犯罪に對處すべく編纂された完全な刑法典ではなく、一般的に多く發生すると思われる犯罪に對する御定書の量刑を變更した部分的改正法にすぎず、その他は、なお「故幕府ノ刑律ニ仍相當ノ御仕置申付」べきものであつたことはいうまでもない。しかし、わが國社會の大變動期に際し、臨時の刑法典として、その要請にある程度ま

で對應しえたことは、これを否定すべきではなからう。とくに入墨、敲、追放等の他に先んじての廢止、徒刑制度の創設等は、あたらしい社會の進展にそう寔に適切な處置であつたとしなければならぬ。明治初期において若干の地方にみられる刑法改正事業は、王政復古の風潮にもとづき「律」の再生を企圖した新政府の影響をうけて、「律」の刑法の構想を多少とも採り入れたものが、比較的多い。これに反し神奈川縣の假刑法典は、専ら御定書のわく内における改正事業であつた點に著しい特長を有している。それにもとづく徒刑制度が、「律」の徒刑の復活ではなく、寄場の制度の模倣に終始した原因も、またそこにあつたのである。

後記 貴重な資料の閲覽を許可された内閣文庫の御好意に對しては深く感謝の意を表す。